

輪島市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年3月19日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査期間

令和6年10月8日から令和6年11月27日まで

3 監査の対象

総務部（総務課・秘書政策課・防災対策課・監理課・財政課）、企画振興部（復興推進課・放送課）、市民生活部（市民課・被災者生活再建支援課・環境対策課・税務課・公費解体推進室）、健康福祉部（福祉課・子育て健康課）、産業部（農林水産課・漆器商工課・観光課）、建設部（土木課・能越道建設推進室・まちづくり推進課・港湾利活用推進室）、門前総合支所（地域振興課・地域生活課・地域整備課・禅の里づくり推進室）、出納機関（会計課）、教育委員会事務局（教育総務課・生涯学習課・文化課・高校魅力化推進室）

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和6年度の事務事業（令和5年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として意見を付す。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【総務課】

「意見」

地震と豪雨による災害対応で職員のメンタル不調が懸念されるとして、全職員に対し専門家による面接を実施している。休職者や離職者が増えれば、職員一人の業務負担が大きくなり、負の連鎖につながり兼ねないため、現職員並びにメンタルの不調等で休職している職員について適切なフォローを継続してお願いしたい。日々の職員の勤務状況や健康面の把握に努めるとともに、特定の職員に業務が集中しないよう適切に対応していただき適材適所な人事に心がけていただきたい。

【防災対策課】

「意見」

- (1) 市交通安全推進隊に係る推進費について、出勤の有無や回数に関わらず一人当たり年間一律の支払いがされていることについて、支払方法を見直す必要がないか検討願いたい。
- (2) 近年、全国的に災害が多発している。避難所等で使用する非常用備蓄食料等について災害発生時に即時対応できる体制づくりをお願いしたい。また、発災直後の安全確保や安否状況の把握が重要になるので、BCPの実行性を高めるために定期的に見直しを図り、実態と合っているかどうか検証願いたい。

【監理課】

「意見」

地震や豪雨災害により、道路の陥没や亀裂などが多く見受けられる。日々業務で使用する公用車をトラブルなく安全に走行できるよう日常点検を徹底するとともに、適正な維持管理に努めていただきたい。

【復興推進課】

「意見」

- (1) 大規模災害による被災地住民の移動手段の確保の為、令和6年8月1日からAI オンデマンド交通の実証運行を実施している。バス路線の運行は、災害により利用者数が減少し維持が困難になりつつある。今後、電話やアプリでの予約が可能なAIを活用した交通対策を積極的に導入し、効率的に運用するとともに地域に定着させていただきたい。
- (2) 門前高校の入学者数は山下アドバイザー招聘後、野球部の活躍により内外に知名度が向上した。部の活躍が被災住民の心の支えにもなっている。

令和 6 年度は地震で入学者が減少したが、今後も引き続き受入環境を整備し、生徒が安心して部活動や学校生活ができるように環境の整備をお願いしたい。

【市民課】

「意見」

一般経費において、過年度支出が行われていた。地方自治法第 208 条第 2 項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものであるので、これらの事を十分念頭に置いて組織的にチェック体制を強化し適正な事務処理をお願いしたい。

【環境対策課・公費解体推進室】

「意見」

公費解体において、解体業者が所有者へ事前に行う連絡漏れや確認不足により、無断で家屋が取り壊されるなどトラブルが発生している。解体業者へ再発防止の周知徹底を行うとともに、連携し業務に取り組んでいただきたい。

【農林水産課】

「意見」

土地利用調整事業費の支払いにおいて、過年度支出が行われていた。地方自治法第 208 条第 2 項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものであるので、これらの事を十分念頭に置いて組織的にチェック体制を強化し、適正な事務処理をお願いしたい。

【観光課】

「意見」

わじま同窓会応援事業費の支払いにおいて、過年度支出が行われていた。地方自治法第 208 条第 2 項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものであるので、これらの事を十分念頭に置いて組織的にチェック体制を強化し、適正な事務処理をお願いしたい。

【会計課】

「意見」

複数の課において、過年度支出が行われていた。地方自治法第 208 条第 2 項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものである。「会計事務の手引き」の周知とチェック体制を強化し適正な事務処理をするよう指導願いたい。

【教育総務課・高校魅力化推進室】

「意見」

学校管理運営費の支払いにおいて、過年度支出が行われていた。地方自治法第 208 条第 2 項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものである。これらの事を十分念頭に置いて課内でチェック体制を強化し適正な事務処理をお願いしたい。

【文化課】

「意見」

一般経費において、過年度支出が行われていた。地方自治法第 208 条第 2 項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものである。これらの事を十分念頭に置いて組織的にチェック体制を強化し適正な事務処理をお願いしたい。